

新体系への移行及び経過措置について

新規引受に関する取扱い

(1) 原則

- 2004年10月1日受理分(保険申込分)より、新体系を適用する。
- 対象保険種(商品)

設備財包括、消費財包括、技提包括、短期総合保険、中長期貸付包括、個別保険

() 全ての組合について、一律、2004年10月1日から新体系を適用することでシステムを開発する予定。したがって、事前登録案件にかかる経過措置が不要な場合であっても、特約更新手続きを2004年9月末までに終えていただく必要があり、ご協力をお願いします。

(2) 例外措置

例外措置として、次の案件については、2004年10月1日以降の受理分であっても、現行体系を適用する。

内諾案件

2004年9月30日までに内諾を取得している案件

契約発効条件付き案件

2004年7月31日までに輸出契約等を締結済みながら、輸出契約等の発効日が到来しない(船舶輸出組合の案件で、建造許可前の案件も含む。)ために、10月1日以降の保険申込みとなる案件

事前登録案件

現行体系による商談を進めている案件で、現行体系での引受を希望する案件(契約金額が10億円以上の案件に限る。ただし、引受時の実際の輸出契約金額又は貸付契約金額も10億円以上(輸出契約締結日レート)でなければならない。)

→ 事前に案件登録手続きをとることにより、現行体系での引受を可能とする。(引受をコミットするわけではなく、引受をする場合には、現行体系を適用することをコミットするのみ。)

() 登録手続きは、2004年7月31日までにNEXI営業第一部業務管理グループに申込む(但し、組合包括については7月31日までに組合に申込みを行う)。8月以降の商談については、新体系をベースに行ってください。

【留意点】

- 2005年9月までの1年間の暫定措置とする。したがって、2005年9月30日までに保険契約締結とならなかった場合は、2005年10月1日以降は、新体系での引受となる。
- 消費財包括とバイクレ包括ソブリン向け案件については、新旧の水準がほぼ同じであるため、内

諾案件を除き、極力、新体系で申込みいただきますようお願いいたします。(但し、混乱を避けるため、内諾案件の場合は現行体系を適用)

(3) 手続き→下表参照

【10月1日以降申込みで旧体系を適用する場合の申込み方法】

案件内容		基準内外		OCR (又は電子データ)の書き方	申込時の添付資料等
7 / 31までに輸出契約締結済み案件 (発効日が10 / 1以降の案件)		基準外		相談番号欄に相談番号を記入	不要
		基準内		相談番号欄に「オール8」を記入	輸出契約締結日や同発効日等を記した書類を添付
8 / 1以降の輸出契約案件	事前登録済み (引受時契約金額が10億円以上の案件)	基準外		相談番号欄に相談番号を記入	事前登録案件一覧の控えを添付
		基準内		相談番号欄にNEXIが割り振った登録番号を記入	
	事前登録未済	基準外	9/30迄に内諾済み	相談番号欄に相談番号を記入	不要
			9/30迄に内諾未済	一律新体系適用	
基準内					

(注1) 10月1日以降の内諾案件は、事前登録案件に限り旧体系が適用される(ただし、引受時契約金額が10億円以上(輸出契約締結日レート)の案件のみ)が、登録番号を記入しないで申込みと、チェックが効かず、そのまま素通りしてしまう(新体系が適用されてしまう)ので注意。

(注2) 契約発効待ち案件、エビデンス、オール8をとともに失念しても、遅滞候補という形でチェックは効く。

既存案件(現行体系で引受けた案件)に関する取扱い

(1) 次期システム移行まで

内容変更の取扱い

- 次期システムに移行するまでの間は、現行体系で引受けた案件について内容変更が発生した場合は、現行体系のまま内変手続きを行う。内変に伴う保険料精算の方法も、現行体系のまま変えない。
- 増額新規については、元々の保険契約の取扱いによって、新旧どちらの体系を適用するかを判断する。すなわち、
 - ・元の保険契約が現行体系での引受け→増額新規も現行体系を適用
 - ・元の保険契約が新体系での引受け→増額新規も新体系を適用

短期MS精算

現行体系で引受けた案件については、確定通知提出により、引き続きMS精算を行う。

保険料追徴・返還に関する改正事項の取扱い

- 90%返還の廃止、訂正内変への裾きり設定については、経過措置は設けず、2004年10月以降の受理分より、既存案件含め、一律新体系を適用する。
- 保険料返還の裾きり引上げ(30,000 円→100,000 円)は、既存案件には適用しない。(新体系で引受ける案件から適用。)

(2) 次期システム移行時(案)

次期システム移行時には、完全に新体系に一本化し、内変時の保険料精算の計算も新体系の方法で行う。詳細は、次期システム開発時の検討となるが、基本的には次の方針で開発を行うこととする。

- 新体系に一本化する時点での保険料精算は行わない。(新体系に一本化する際に、システム上は、新体系での保険料を算出するが、実際の既収保険料との差額を精算することはない。)
- 新体系への一本化後に内変が発生した場合には、新体系ベースでの保険料追徴または返還とする。(新体系による内変前保険料と新体系による内変後保険料の差額を精算する。)

以上